

Business Certificate news

No. TCCI-0062

Date : 2016年10月22日改

申請者 各位

台湾向け日本産食品に関する原産地証明への都道府県名表記について

日頃より東京商工会議所の各種貿易証明のご利用まことにありがとうございます。

さて、原産地証明書は貨物の原産国を証明する書類であり、都道府県等の「産地」までを証明する書類ではありません。しかしながら、このたびの台湾向け日本産食品の輸入規制を受け、台湾衛生福利部食品薬物管理署（FDA）から要求される場合には、東京商工会議所では特例扱いとして日本産食品の原産地証明書に限り、貨物の産地（都道府県名）を記載することを許容いたします。

なお、本様式の有効性については現地税関が最終的に判断することとなり、当所としては保証いたしかねます。予めご了承ください。

具体的な運用基準については下記のとおりとなりますので、ご確認の上、ご申請くださいますようお願い申し上げます。

記

運用基準（台湾向け日本産食品に関する原産地証明への都道府県名表記）

- 産地を記載する欄は、原産地証明書の「6 欄：Remarks」にご記載ください。
例) Place of Manufacture : Kanagawa （工業品や加工品の場合）
Catching area : Hokkaido （水産品の場合）
※「7 欄：description of goods」には記載できません。
- 輸出者発行の商業・インボイスに上記の例と同様に産地をご記載ください。
- 根拠資料として、製造証明書、漁獲（養殖）証明書、加工証明書をご提出ください。
※いずれも原則、発行者（製造者、漁獲者等）の社印が押印されたもので、当該輸出貨物を製造・漁獲等したことが明記されているもの。
(商業・インボイスに記載された商品を製造・漁獲等したことが確認できるもの。
フォト・コピー可。但し、申請者にて原本の保有が条件)

参 考 Business Certificate News TCCI-0012（2011年5月9日）

[取引先等への放射性物質に係る証明についてータイ向け農水産品貨物に関するお知らせー](#)

その他 日本商工会議所では、サイン証明を活用した産地証明について、引き続き台湾当局でご検討いただけるよう、日本政府を通じて働きかけていく予定です。

Business Certificate News TCCI-0016（2011年8月12日）

[取引先等への放射性物質に係る証明について](#)

[ーシンガポール向け産地証明（サイン証明）の発行に関するお知らせー](#)

以 上

原産地証明書への記載例

1. Exporter (Name, address, country)	CERTIFICATE OF ORIGIN issued by The Tokyo Chamber of Commerce & Industry Tokyo, Japan																
2. Consignee (Name, address, country)	*Print ORIGINAL or COPY Brand name of invoice																
	4. Country of Origin	JAPAN															
5. Transport details	6. Remarks																
農産物の場合は “Place of Production” 水産物の場合は “Catching Area”	Place of Manufacture 1-2. Kanagawa 3. Hokkaido																
7. Marks, numbers, number and kind of packages, description of goods		8. Quantity															
JETWING (IN TRIANGLE) CASE NO/1-2 MADE IN JAPAN		<table border="0"> <tr> <td>1. SOY SAUSE</td> <td>100</td> <td>SET</td> </tr> <tr> <td>2. CHOCOLATE</td> <td>50</td> <td>PCS</td> </tr> <tr> <td>3. APPLE JUICE</td> <td>200</td> <td>SET</td> </tr> <tr> <td>TOTAL</td> <td>300 SET & 50PCS</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>2</td> <td>CARTONS</td> </tr> </table>	1. SOY SAUSE	100	SET	2. CHOCOLATE	50	PCS	3. APPLE JUICE	200	SET	TOTAL	300 SET & 50PCS			2	CARTONS
1. SOY SAUSE	100	SET															
2. CHOCOLATE	50	PCS															
3. APPLE JUICE	200	SET															
TOTAL	300 SET & 50PCS																
	2	CARTONS															
9. Declaration by the Exporter		産品が複数ある場合は、アイテム No.を記載し、産地との紐付けをしてください。 なお、製造業者名の住所、国名は従前どおり 6 欄にご記載いただけますが、こちらにつきましては紐付けすることはできません。 (参考) 記載欄別記載要領 (6)Remarks (備考) http://www.tokyo-cci.or.jp/shomei_center/country_of_origin/s_coo06_6/															
The undersigned, as an authorized signatory, hereby declares that the above-mentioned goods were produced or manufactured in the country shown in box 4. Place and date: Tokyo																	
(Signature)	輸出者発行の コマーシャル・インボイス にも 上記の例と同様に 産地 をご記載ください。																
(Name)	Certificate No.																

製造証明書（サンプル）

〇〇株式会社 御中	平成×年×月×日
SAMPLE	
有限会社△△	印

製造証明書

農産物の場合は“生産証明書”
水産物の場合は“漁獲証明書”

下記につきまして、当社で製造した商品であることを証明いたします。

1. 品名	醤油 (SOY SAUSE)
2. 数量	100 SET (1SET 300ml×12本)
3. 製造日	平成◇年◇月◇日
4. 製造場所	有限会社△△ 神奈川工場 神奈川県藤沢市×-×-×

数量は、申請の輸出取引
量より多くなくてはなりません。

以上

原則、製造業者（生産者・漁獲者）がご作成ください。
たとえば、商流が下記の場合、書類の作成はA社となります。

A社（製造業者）⇒B社（卸業者）⇒C社（輸出業者）

なお、運用上、A社が農家（漁師）であり証明書の取得が事実上困難である場合は、農協（漁協）による証明でも有効といたします。